



店頭外国為替証拠金取引説明書・規定
Trade Link (トレードリンク)

個人顧客用
2019年3月改定版

株式会社AFT

第一種金融商品取引業 登録番号：関東財務局長（金商）第250号
一般社団法人金融先物取引業協会 加入 会員番号：1536



店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。
店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解され、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	3
店頭外国為替証拠金取引のリスクについて	4
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	6
【1】取引の方法	
【2】証拠金	
【3】注文と約定	
【4】決済に伴う金銭の授受	
【5】税務上の取扱い	
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	16
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	20
当社の概要及び苦情等お申出受付窓口・苦情・紛争解決について	21
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	23

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について個人のお客様向けに説明します。



店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

名称：株式会社AFT
東京都新宿区西新宿3丁目11番16号
登録番号：第一種金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第250号
加入協会：一般社団法人 金融先物取引業協会
会員番号 1536
連絡先：AFTカスタマーサービスセンター
電話：03-3320-7101 FAX：03-3320-7126

店頭外国為替証拠金取引は、元本が保証された取引ではありません。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

店頭外国為替証拠金取引により生じる売買損益、取引手数料を円貨以外で支払う、又は受け取る場合には、当該取引の営業日中は実勢為替相場により評価されますが、当該営業日終了時点で、円貨額を確定し記帳する際に、営業日終了時点の為替相場を基に当社が独自に定める通貨交換レートを使用して換算することから、取引から決済（円貨額の確定・記帳）までの間における通貨価格の変動により当該支払額又は受け取り額が変動します。

Trade Link Alpha の注文約定に係る取引手数料は、取引価額 100 万円当り、片道最大 40 円（税込）が取引毎に取引口座から差し引かれます。この手数料は変更する場合があります。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

商号又は名称：Dukascopy Bank SA（スイス）

業務内容：スイス銀行法に規定されるあらゆる銀行業務

監督を受ける外国当局：スイス金融市場監査局(FINMA)

お客様から預託を受けた証拠金は、楽天信託株式会社における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

お取引に関する報告書は、取引システムより電磁的方法によって発行されます。また、ご案内、ご連絡等は、特別の場合を除き、AFT の FX 公式 web サイト (<https://www.aft.co.jp/>)、もしくは電子メールによる電磁的方法が用いられます。



店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

店頭外国為替証拠金取引には、外国為替市場における相場の変動などが要因となるさまざまなリスクが内在しています。お客様ご自身のご経験や財務状況、運用目的およびご計画から本取引を開始することが適切であるかどうか、慎重にご判断頂きますようお願い致します。また、下記の重要事項を必ずお読みになり、本取引の仕組みおよび本取引において発生しうるリスクに関して、十分にご理解しご確認されたうえで、お取引開始の手続きを行って頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

1. 価格変動によるリスク

店頭外国為替証拠金取引は、外国為替レートを指標として行う取引であり、外国為替レートの変動によりお客様は損失を被るリスクがあります。従って、お客様が当社に預託される証拠金の元本または取引による利益が保証されるものではなく、元本割れ若しくは元本を上回る損失を被る可能性もあります。

2. レバレッジ効果によるリスク

店頭外国為替証拠金取引には、レバレッジ（梃子の作用）により通常の売買に比べ大きなリスクが伴います。実際の取引金額に比べて投資元本である取引証拠金の額は小さいため、相対的に大きなポジションを持つこととなり、小さな為替変動でもお客様の損益が大きく変動することになります。

お客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に為替レートが急激に変動した場合、お客様の損失を限定するため、お客様が保有する一部または全部のポジションを決済する必要があります。さらに、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの全部が自動的に決済される可能性もあります。（ロスカットルール）

証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金を超えて損失を被るリスクも同時に存在します。

3. 金利相当金額のリスク

店頭外国為替証拠金取引は決済期限を設けていないため、当日の取引時間終了時（米国ニューヨーク時間 17 時）に未決済ポジションが残っている場合、ロールオーバーにより想定受渡日を自動的に 1 営業日繰り延べいたします。ロールオーバーの際には未決済ポジションを毎営業日自動的に清算し、通貨ペアの 2 通貨間金利差から算出される金利相当金額を加減した価格で建て直されます。お客様が金利の高い方の通貨を売り建てている場合は金利相当金額の支払いが生じます。この場合、外国為替相場の変動が一切無くとも毎日のロールオーバーの都度、当該金利相当金額がスワップ損として発生することとなります。（金利の高い方の通貨を買い建てた場合はロールオーバーの都度、当該金利相当金額がスワップ益として発生することとなります。スワップレートは取引される 2 国間の金利変動により変わります。）

4. 損失を限定させるための注文のリスク

損失を限定させることを意図した特定の注文（逆指値注文やロスカットルールによる強制決済）は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によって有効に機能しないことがあります。例えば、為替レートが一方向にかつ急激に変動した場合、お客様が指定されたレートや規定の水準よりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図しない損失を被ることがあります。

5. 店頭外国為替証拠金取引の性質によるリスク

店頭外国為替証拠金取引には証券取引所のような物理的な取引所が存在しません。従って、インターバンク（銀行間）を含むすべての店頭外国為替証拠金取引は当事者間の契約に基づく相対取引（OTC）によって行われます。取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、当社は店頭外国為替証拠金取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。店頭外国為替証拠金取引は証券取引や先物取引と比べて規制が少ないため、取引所取引とは異なる独自の規制・ルールに基づいて管理されます。そのような性質から OTC 取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様は店頭外国為替証拠金取引を開始される前に、取引の性質



とリスクおよび基本契約の内容について十分理解する必要があり信頼できる取引業者を選定する必要があります。

6. 流動性リスクと特殊な市場環境状況によるリスク

為替市場の主要通貨は高い流動性がありますが、一部の通貨では流動性が乏しくなることもあり、決済または新規取引が困難となる可能性があります。また通常の取引時間帯においても、重要な経済指標の発表、要人発言、重要なイベント、市場間主要国での祝日、ニューヨーク市場のクローズ間際、週明けのお取引などの状況によっては、レートの提示が困難となったり、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要することもあります。

さらに、天変地異、戦争、テロ、政変、為替管理政策の変更、同業罷業等の特殊な状況下で特定の通貨レートの提示が困難となったり、お取引が困難または不可能となる可能性もあります。

また、スワップポイントおよびスプレッドは、インターバンク市場における市場情勢および金利動向など予期せぬ事情などから事前の通告なしに変更される場合があります。変動制スプレッドを採用している通貨ペアのスプレッドは、インターバンク市場における市場状況などにより当スプレッドが急激に変動して予期せぬ幅で拡大する場合がございます。

相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先銀行の Dukascopy Bank SA (スイス) が運営する ECN において流動性提供者が 1 金融機関のみとなった際、または、同行の ECN で生成されたベスト Bid ベスト Offer の価格差 (スプレッド) から市場実勢を反映したレートではないと判断したときは、一時的に価格配信を停止し、次に配信される価格が市場実勢を反映した価格であると判断した場合に価格の配信を再開します。ただし、相場状況等によっては、上記に関わらず、配信価格が市場実勢を反映した価格であるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。

価格の配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格がお客様のポジションのロスカットラインを割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。また、ロスカットライン付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があります。相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

7. 電子取引システムの利用によるリスク

電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。電子取引システムは、当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の電子取引システムへの遅着・未着により注文が無効となる可能性があります。また何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。

また、電子取引システム上で表示される価格情報は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合、価格情報は遅れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性もあります。

電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

8. 取引先に対する信用リスク

店頭外国為替証拠金取引は当事者間の契約に基づいて取引を行っているため、取引の相手方の信用状況に対するリスクがあります。従ってお客様は当社の信用状況に対するリスクを負っています。



9. 法律・税制等変更リスク

将来において店頭外国為替取引等に関する税制や法規が変更され、店頭外国為替証拠金取引が現状より不利な取扱いとなる可能性もあります。

10. カバー取引に関するリスク

当社は、お客様の注文を執行し且つ当社の価格変動リスクを軽減するために、カバー取引先との間でカバー取引を行います。お客様の注文はすべて、自動的かつ即座に当社とカバー取引先との間でカバー取引が行われ、カバー取引が約定した場合、当該約定価格に基づいて当社が算出した価格をもってお客様の注文を約定します。本取引のカバー取引先は1社であるため、カバー取引先の信用状況や財務状況の悪化等又はカバー取引先との間若しくはカバー取引先におけるシステム障害の発生等によりカバー取引ができない状況になった場合、お客様の取引が不可能となり又は制限され、取引が継続できない可能性があります。

以上は、店頭外国為替証拠金取引に伴う主なリスクを簡潔に説明するものであり、お取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

このように、店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得るなどしながら、取引の特徴、仕組みやリスクについて十分にご理解され、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の判断と責任において行うことが肝要です。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

以下、本説明書において、Trade Link および同名称を含んだ取引サービスを包括した呼称としてTrade Linkを用います。

【1】取引の方法

1. 取引対象

Trade Link で取扱う通貨及び通貨ペアは、以下の8通貨28ペアです。

取扱通貨

AUD (オーストラリアドル)	CAD (カナダドル)	CHF (スイスフラン)
EUR (ユーロ)	GBP (英国ポンド)	JPY (日本円)
NZD (ニュージーランドドル)	USD (米国ドル)	

取扱通貨ペア (取引通貨 / 決済通貨)

AUD/CAD	AUD/CHF	AUD/JPY	AUD/NZD	AUD/USD	CAD/CHF
CAD/JPY	CHF/JPY	EUR/AUD	EUR/CAD	EUR/CHF	EUR/GBP
EUR/JPY	EUR/NZD	EUR/USD	GBP/AUD	GBP/CAD	GBP/CHF
GBP/JPY	GBP/NZD	GBP/USD	NZD/CAD	NZD/CHF	NZD/JPY
NZD/USD	USD/CAD	USD/CHF	USD/JPY		



2. 取引単位

最低取引単位は各通貨ペア 1 万通貨です。1 万通貨以上であれば 1 通貨刻みで取引できます。決済取引には最低取引単位の制限はありません。

3. 変動最小単位（呼び値）

呼び値の最少単位は各通貨ペア共通で 0.1pip(*)とします。

米ドル/日本円など円を決済通貨とする通貨ペアは 0.001、ユーロ/米ドルなどその他の通貨ペアは 0.00001 が呼び値となります。

*1pip は日常用いられる通貨単位の 1/100 です。(日本円の場合 0.01 円=1 銭)

4. 配信価格

当社は各通貨ペアごとに買値 (Ask レート, オファー価格) と売値 (Bid レート, ビッド価格) を同時に提示し (2way プライス)、お客様は買値で買い付け、売値で売り付けることができます。

お客様に提示する売値と買値は、提示する時点のカバー先銀行等の取引価格や市場実勢を基に、提示する時点のカバー先銀行等の取引価格や市場実勢を参考に、当社が決定しているものです。

売値と買値の間には価格差 (スプレッド) があり、このスプレッド分だけ買値は売値よりも高くなっています。スプレッドは相場動向の急変及び市場の流動性の減少等により変動する場合があります。

また、サービス毎、または各種キャンペーン毎により、取引口座ごとにスプレッドを縮小する場合があります。

5. ポジション (建玉) の制限 (保有できるポジションの制限)

お客様の保有可能ポジション数量の上限は、各通貨ペアにおいて 25,000,000 通貨 (ネット数量)、保有可能数の上限は、200 ポジション (待機注文を含む) です。

また、お客様の資産状況、過去における取引経験や店頭外国為替証拠金取引における適合性を踏まえ、個別に保有可能ポジションの上限を設定させて頂く場合があります。

6. ポジション (建玉) の決済

建玉は、転売若しくは買戻しすることで手仕舞いします。通貨の受渡決済 (ポジションデリバリー) はできません。

決済方式は原則として、お客様が指定する建玉指定決済方式です。決済する際には、決済対象ポジションを指定して発注して下さい。

お客様の損失が所定の水準に達した場合には、お客様の建玉を強制的に決済します。(詳しくは、「【2】証拠金」の「6. ロスカットの取扱い」をご参照下さい。) ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

7. ロールオーバーとスワップポイント

転売若しくは買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日ロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

ロールオーバーにより、米国東部標準時の 17:00 (日本時間の 7:00、米国東部標準時が夏時間期間の場合は 6:00) まで持ち越されたポジションは、自動的にその日の清算価格で清算され、スワップポイントを加減算した価格で建て直されます。

ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。



8. 取引時間

米国東部標準時間 標準期間中： 月曜日午前7時～土曜日午前7時（日本時間）

米国東部標準時間 夏時間期間中： 月曜日午前6時～土曜日午前6時（日本時間）

- * 元旦・欧米クリスマス期間等、当社が指定する特定日およびメンテナンス時間を除きます。
- * 法律、政令、規則、その他の法令の新設・改廃・経済情勢又は為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更する場合があります。

取引時間帯以外には、予告なしに取引システムのメンテナンスを行わせて頂く場合がございます。メンテナンス中は、取引システムにログイン可能であっても取引できませんのでご注意ください。

9. 取引手数料

Trade Link Alpha の売買に係る取引手数料は、取引価額 100 万円当り片道最大 40 円（税込）であり、取引毎に取引口座から差し引かれます。

ただし、取引価額に応じて手数料のディスカウントを行っており、以下の表に従い、お客様に有利な取引手数料が適用されます。

取引価額 過去 30 日間の合計	片道手数料 (取引価額 100 万円当り*)
0 円以上	40 円（税込）
1,000 百万円以上	30 円（税込）
5,000 百万円以上	20 円（税込）
25,000 百万円以上	15 円（税込）

* 取引価額 100 万円とは、1 米ドル当り 100 円の場合、米ドル/日本円 1 万通貨の取引に相当します。(100 円/1 ドル×1 万ドル=100 万円)

※判定日について

お客様が最初にお取引された日からカウントが開始され、お取引をされようとする日から過去 30 日間（土日祝日を含む）の取引価額に応じて取引手数料が変化します。

10. 口座維持管理費

口座維持管理費は無料（0 円）です。

11. システム利用料

システム利用料は無料（0 円）です。

【2】証拠金

1. 証拠金の差入れ

Trade Link の個人顧客口座の証拠金率は 4%（レバレッジ 25 倍）です。

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、「2. 証拠金の種類」の使用証拠金以上の額（初回預託金は 20 万円以上）を、当社に差し入れて下さい。

取引証拠金は、現金（日本円）となります。外貨、株券等、有価証券で代用することは出来ません。Trade Link では、新規注文を行う際にあらかじめ必要な証拠金を事前に預託（ご入金）して頂きます。

2. 証拠金の種類

(1) 口座残高	お客様よりお預かりしている証拠金の決済済み残高
----------	-------------------------

(2) 純資産（有効証拠金）	<p>口座残高に保有ポジションの評価損益合計を加算した金額 【純資産＝口座残高＋保有ポジションの評価損益】 （評価損益はリアルタイムで計上され常時変動します）</p>
(3) 使用証拠金	<p>ポジションを保有するのに必要な証拠金額 Trade Link の使用証拠金は、取引通貨価格に取引数量を乗じた金額の 4%（証拠金率）で、取引内容により金額が異なります。 【使用証拠金＝取引通貨価格×取引数量×証拠金率】</p> <p>Trade Link の個人顧客口座の証拠金率は 4%（レバレッジ 25 倍）です。 使用証拠金は、取引通貨価格の変動に伴い常時変動します。</p> <p>例えば、米ドル/円の取引で取引価格が「100.00」の時に 1 万ドル取得する場合の使用証拠金の計算方法は以下の通りです。 【100 円/1 ドル×10,000 ドル×4%＝40,000 円】</p> <p>※日本円を含まない通貨ペアを取引する場合には、決済通貨（通貨ペア表示の際に右側に表示されている通貨。例えば EUR/USD の場合、決済通貨は USD）と JPY からなる通貨ペア（取引通貨/JPY。EUR/USD の場合、USD/JPY の組合せ）の提示価格を円換算レートに使用します。</p> <p>例えば、ユーロ/米ドルの取引で取引価格が「1.24005」の時に 1 万ユーロ取得する場合の使用証拠金の計算方法は以下の通りです。 【1.24005 ユーロ/1 ドル×10,000 ユーロ×4%＝496.02 ドル】 この時の米ドル/円の取引価格が「100.000」であれば、 【496.02 ドル×100.000 円/1 ドル＝49,602 円】</p>
(4) 余剰証拠金	<p>新規ポジション取得に使用可能な余剰資金 【余剰証拠金＝純資産（有効証拠金）－使用証拠金】</p>

取引システム画面内に表示される「証拠金使用率」は、下記により算出されています。

【証拠金使用率＝（使用証拠金÷純資産）×100%】

証拠金使用率等、証拠金に関する計算は、提示価格によりリアルタイムで行われます。使用証拠金は、提示価格で計算するため、お客様が指値、逆指値で注文を発注される場合で、指値価格に基づき最低限の証拠金を差し入れている場合、証拠金不足となり注文が発注できないことがあります。

成行注文、指値注文、逆指値注文に拘わらず、使用証拠金は約定となるまでは拘束せず、約定した時点で拘束いたします。但し、BID 注文および OFFER 注文は発注した時点で、使用証拠金が拘束されます。このため注文発注後、証拠金の出金・評価損の拡大・注文訂正等により、余剰証拠金が不足している場合、本来約定となる時点で「失効」となりますのでご注意ください。

3. 証拠金の追加差入れ

未決済の店頭外国為替証拠金取引について計算した使用証拠金が純資産（有効証拠金）に対し、100%（ロスカットライン）を上回った場合、ロスカットルールにより保有している全てのポジションが強制決済となります。追加証拠金の差し入れ請求はいたしません。但し、外国為替相場の変動に伴い、お客様の建玉の決済等による損金額が預かり資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、不足分を現金で、不足金が発生した日から数えて 2 営業日以内に当社に差し入れて下さい。

4. 証拠金の引出し

預託された証拠金のうち、口座残高から使用証拠金を控除し、評価損を差し引いた金額の範囲内で証拠



金を引き出すことができますが、純資産（有効証拠金）が、お客様ご自身が予め任意に定めた最低残高基準（ストップ・ロス・レベル）を下回る額となる引き出しはできません。ストップ・ロス・レベルを設定されている場合、純資産（有効証拠金）が設定金額を下回ると全てのポジションが強制決済となりますのでご注意ください。

【出金可能額＝口座残高－（使用証拠金＋評価損）＜ストップ・ロス・レベル】

5. 評価損益及びスワップポイントの取扱い

評価損益はリアルタイムで更新され、純資産（有効証拠金）に加算又は減算されます。また、ロールオーバー時に清算され、日々、口座残高に反映されます。保有ポジションのロールオーバーに伴い発生するスワップポイントも、ロールオーバー時に清算レートに反映され、口座残高に反映されます。

6. ロスカットの取扱い

当社は、お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。）が純資産（有効証拠金）に対し所定の割合に達した場合、またはお客様の純資産（有効証拠金）がお客様が予め任意に設定したストップ・ロス・レベルを下回った場合、損失の拡大を防ぐため(*1)、お客様の計算において建玉を反対売買して決済します。（「ロスカットルール」といいます。）

Trade Link では証拠金使用率の計算がリアルタイムで行われ、証拠金使用率が 100%（ロスカットライン）を上回った場合、お客様の全てのポジションを反対売買すること（以下「ロスカット」といいます。）ができるものとします。（*2）

お客様は、次に掲げるロスカットルールの内容を十分理解・承認した上で、お客様の責任と判断において本取引を行うことを確認するものとします。また、当社が定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされることに異議のないものとします。

- a. お客様に生じた損害については、当社がその責を負わないこと。
- b. ロスカットルール執行による反対売買の結果、残債務がある場合、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があること。
- c. ロスカットルールはお客様の使用証拠金の 100%を保証するものではないこと。
- d. ロスカットルールについては当社の判断によって変更することができるものとします。
- e. ロスカット前のお客様への通知はありませんので、取引画面上に表示される証拠金使用率を常にご確認の上、ご自身の判断でポジションに対するリスク管理を行って頂きますようお願い致します。

(*1) ロスカットはお客様の使用証拠金の 100%を保証するものではありません。為替相場の急激な変動によっては Trade Link 取引口座における純資産（有効証拠金）を上回る損失が発生する場合がございます。

(*2) 証拠金使用率が 100%を上回った場合、強制的に成行で決済されます。そのため、市場環境によっては純資産（有効証拠金）がマイナス（損失額が口座残高以上）となる場合があります。

Trade Link では上記ロスカットとは別途、お客様ご自身が資産を守る為にストップ・ロス・レベルを設定することが可能です。お客様の純資産（有効証拠金）が予め任意に設定したストップ・ロス・レベルを下回った場合、保有する全てのポジションが決済されます。（当該ストップロスが執行されると同時に、待機注文も取り消されます。）

尚、純資産（有効証拠金）が当該設定したストップ・ロス・レベルを下回っている間は、お取引は出来ません。また、ロスカットと同様に、相場状況によっては、全てのポジションを決済した後の純資産（有効証拠金）がストップ・ロス・レベルで設定した水準を下回る場合がございますのでご注意ください。

7. 証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

当社が請求した証拠金をお客様が所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は、当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において建玉の反対売買を行うことができます。（お客様が店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様で



す。)

8. 証拠金の返還

お客様が店頭外国為替証拠金取引について転売又は買戻しを行った後に、差し入れている証拠金の返還を請求したときは、請求日から起算して4営業日以内に返還します。

米ドル/日本円など円を決済通貨とする通貨ペア以外の取引では、決済取引により一旦外貨で損益計算された後、取引日の終了時点で、その時点の提示価格を基に当社が独自に定める価格で円換算することで損益が確定し、お客様との現金の授受が可能になります。そのため、取引の取引日中は口座残高が変動することにご留意ください。

【3】注文と約定

1. 注文について

(1) 発注方法

ご注文、ご注文の確認等、Trade Linkに関することはすべて専用の取引システムからインターネット経由で行って下さい。

(2) 新規建て可能数量

新規建て可能数量は以下の計算式でもとめられます。

$$\text{【新規建て可能数量} = \text{取引可能金額} \div \text{取引通貨価格} \div \text{証拠金率 (4\%)} \text{】}$$

(3) 注文の種類、変更/取消、有効期限について

a. 注文の種類

成行注文	<p>注文レートを指定せずに、通貨ペア、取引数量、注文の種類（売買の別）のみを指定する注文方法です。</p> <p>成行注文は、サーバーで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末とサーバーとの間の通信時間及びサーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客様発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（「スリッページ」）が生じる場合があります。当該価格差は、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利となる場合もあります。また、相場急変時等はスリッページが予想外に拡大する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。</p> <p>また、当該配信価格における約定可能な数量が、当該注文数量に満たない場合は、当該約定可能な数量まで当該配信価格で部分的に約定し、当該注文の残りの数量がゼロになるまで、順次約定可能な配信価格にて約定がなされます。</p> <p>成行注文では、発注時にお客様が許容できるスリッページ幅を取引画面より設定する事が出来ます。その場合には、お客様の注文をサーバーで受注した時点における当社の配信価格がお客様の発注時に画面表示価格と一致するか、もしくは、お客様が注文時にあらかじめ設定したスリッページ許容幅の範囲内であれば当該配信価格で約定しますが、スリッページ許容幅を超えている場合には、注文受付が拒否されます。また、当該配信価格にて約定可能な数量が、当該注文数量に満たない場合は、当該約定可能な数量まで約定し、残りは拒否されます。</p> <p>尚、スリッページ許容幅の設定の有無にかかわらず、配信価格が有効な市場価格でないものとして注文を受け付けられない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。</p>
指値注文	お客様が注文レートを指定する注文で、指定するレートは注文発注時のレート

	<p>よりも有利な条件になります。指値買い注文は「買値 (Ask)」未満、指値売り注文は「売値 (Bid)」超過のレートを指定して発注して下さい。配信価格が、指値買い注文の場合はお客様が指定したレート以下、指値売り注文の場合はお客様が指定したレート以上となった時点で、指値買い注文の場合はお客様が指定したレート以下、指値売り注文の場合はお客様が指定したレート以上にて約定します。従いまして、お客様が指定したレートと実際の約定価格との間に価格差(「スリッページ」)が生じる場合があります。</p> <p>当注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで失効しません。システムメンテナンス中を除き、取引時間外も発注可能です。</p> <p>注文発注時のレートより不利なレートを指定して発注した場合、注文は発注時点の配信価格で即時執行されます。</p> <p>MIT (Market if Touched) 注文 (指定した幅の不利なスリッページを許容する指値注文)</p> <p>指値注文と同様に、お客様が注文レートを指定する注文で、指定するレートは注文発注時のレートよりも有利な条件になりますが、お客様が指定した注文レートでの約定を保証するものではありません。</p> <p>配信価格が、買い注文の場合はお客様が指定したレート以下、売り注文の場合はお客様が指定したレート以上となった時点で、当該配信価格で約定しますので、相場の状況によっては、約定レートがお客様の指定したレートに比べて不利になる場合があります。</p> <p>MIT 注文の発注時に、お客様が許容できるスリッページを任意で設定することが可能です。相場状況により許容スリッページの設定を超える変動があった場合、当該注文は執行されず有効注文として残ります。</p>
逆指値注文	<p>お客様が注文レートを指定する注文で、指定するレートは注文発注時のレートよりも不利な条件になります。逆指値買い注文は「買値 (Ask)」超過、逆指値売り注文は「売値 (Bid)」未満のレートを指定して発注して下さい。当注文はお客様が指定した注文レートでの約定を保証するものではありません。配信価格が、逆指値買い注文の場合はお客様が指定したレート以上、逆指値売り注文の場合はお客様が指定したレート以下となった時点で、当該配信価格で約定しますので、相場の状況によっては、約定レートがお客様の指定したレートに比べて不利になる場合があります。</p> <p>新規逆指値注文の発注時には、お客様が許容できるスリッページを任意で設定することが可能です。相場状況により許容スリッページの設定を超える変動があった場合、当該注文は執行されず指定した価格に許容スリッページを加減した価格の指値注文が残ります。</p> <p>当注文は、上述の条件で執行されるか、取り消されるまで失効しません。システムメンテナンス中を除き、取引時間外も発注可能です。</p> <p>注文発注時のレートより有利なレートを指定して発注した場合、注文は発注時点の配信価格で即時執行されます。</p>
OCO 注文	<p>2つの指値(逆指値)注文を出しておき、一方が約定すると、もう一方が取消される注文です。(One side done, then Cancel the Other の略)</p>
IF-Done 注文	<p>順番を決めた2つの指値(逆指値)を同時に出す連続注文です。最初は一次(新規)注文が有効であり、これが約定すると、二次(決済)注文が有効となります。</p>

IF-Done OCO 注文	IF-Done 注文と OCO 注文を組み合わせた注文です。一次（新規）注文の指値（逆指値）が約定すると、二次（決済）注文の OCO 注文が有効となります。
成行 OCO 注文	成行注文と OCO 注文を組み合わせた注文です。一次（新規）注文の成行が約定すると、二次（決済）注文の OCO 注文が有効となります。
トレイリング注文	利益が出ている時に、逆指値注文が、相場の変動に伴って指定した一定の幅で実勢レートにあわせて自動的に変動していく特殊な注文方法です。
B I D（買）注文 OFFER（売）注文 （プレースオーダー）	<p>BID（買）注文は、お客様が BID（売値）価格と取引数量を指定し発注する指値買い注文です。また、OFFER（売）注文は、お客様が OFFER（買値）価格と取引数量を指定し発注する指値売り注文です。</p> <p>※プレースオーダーとは、お客様自身がビッドやオファーを、マーケットメイカーと呼ばれる銀行などの機関投資家が参加している電子取引ネットワークへ直接発注する事を可能とした注文です。他の市場参加者の注文と、価格・取引量が合致する事で、お互いの注文が約定します。BID（買）注文、OFFER（売）注文は当社を相手方とする取引ですが、当社のカバー先金融機関によって同金融機関が管理・運営する電子取引ネットワークに発注されることにより、お客様の注文が当該電子取引ネットワーク上の板情報に間接的に反映されます。</p> <p>プレースオーダーは指値注文と似ており、指定した価格、あるいはそれよりも良い価格で取引を行うのに用いられます。補足として、プレースオーダーにはいくつかの優位性があります。全てのビッドやオファー注文が電子取引ネットワークにおいて、板情報として直接公開される事から、相手方のリクイディティ・コンシューマーにその注文を取ってもらう事で、スプレッドコストを避ける事を可能としています。</p>
統合（マージ）	<p>お客様が、同一通貨ペアの買付および売付ポジションを異なる取引数量で保有している状態を、取引数量の多い方向（買または売）へ一本化（合成）したり、複数の同一通貨ペア、同一売買方向のポジションの一部または全部を相殺させることができます。マージされたポジションの価格は、加重平均値になります。</p> <p>※統合（マージ）はお客様の取引口座内において、複数の保有ポジション同士を合成または相殺処理をする機能です。したがって、電子ネットワークを介さない注文形態であることから、取引手数料は発生致しません。また、当該機能を使用した際の取引（価額）は取引手数料ディスカウントの対象としてカウントされませんのでご注意ください。</p>

b. 有効期限

注文の有効期限は以下のなかから選択できます。

- ・ GTC（注文をキャンセルするまで有効）
- ・ 注文有効期間（指定した時間（時または分単位）まで有効）
- ・ 注文有効期日（GMT:グリニッジ標準時の指定日時まで有効）

c. 注文状況の表示

未約定の注文は注文タブに表示されます。

d. 注文の訂正・取消

OCO 注文の指値訂正、注文取消、また、IF-Done 注文といった、連続注文で待機中の一次注文の指値訂正、注文取消も可能です。

連続注文の一次注文を取消すと、自動的に二次注文も取消されます。

2. 両建てについて

既存のポジションを決済せずに、新たに同一通貨ペアで売と買が反対となるポジションを建てることを「両建て」といいます。本取引で両建てを行うことは可能ですが、両建てには、スプレッドによるコストが二重にかかること、スワップは、売と買に適用する価格に差があり、この差分が逆ざやとなりお客様のコストになるというデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがございますので、お客様にはお客様ご自身の責任の下にこれをご理解・ご考慮の上ご判断下さい。(当社からお勧めするものではありません)

3. 約定訂正について

お客様の注文の約定は、「4. 配信価格」に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信などで本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正、又は約定の取消し、又は約定価格を変更することなく本来あるべき損益との差額の調整をさせていただく場合がございます。

約定訂正を実施した場合には、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします。(連絡方法は、取引画面、Eメール、電話等、状況により異なります。)

4. 受渡日等

(1) 受渡日

通貨の受渡決済(ポジションデリバリー)はできません。ポジションの決済は、反対売買による差金決済にて金銭の授受を行います。

Trade Linkは、スポット(取引日の翌々営業日)を受渡日とした外国為替取引をベースにした取引ですが、決済取引により発生した損益は、取引日のEOD(「End of Day」※1)時点で現金化され、お客様との授受が可能となります。

米ドル/日本円など円を決済通貨とする通貨ペア以外の取引では、決済取引により一旦外貨で損益計算された後、取引日のEOD時の提示価格を基に当社が独自に定める価格で円換算することで損益が確定し、お客様との現金の授受が可能になります。

(※1)EOD(End of Day)は、米国東部標準時の17:00(日本時間の7:00、米国東部標準時が夏時間期間の場合は6:00)を示します。

(2) ロールオーバー

取引日のEOD時点までに決済されずに持ち越されたポジションは、自動的にその日の清算価格で清算され、スワップポイントを加減算した価格で建て直されます。

(3) 損益の計上

ポジションは転売又は買戻しにより決済処理が行われます。決済されたポジションに係る損益およびスワップ損益(スワップポイント)は、取引口座に加算され又は取引口座から減算されます。

5. 不足金の解消

本取引を決済した結果生じた差損金額が、お客様が預託している証拠金の額を上回り不足金が生じたときは、お客様は不足金が発生した日から数えて2営業日以内に、当該金銭額を当社の指定する銀行口座へ振込むことによって解消するものとします。

もし、理由の如何を問わず、2週間を限度として不足金が解消されない場合には、当社が不足金の回収を業者に一任(債権譲渡)することに同意したものとします。その際にかかる一切の費用につきましてもお客様(債務者)の負担となります。債権譲渡した不足金の回収に関して債権者とお客様(債務者)の間で生じた紛争については、当社は一切責任を持ちません。

6. 報告書について

お客様の注文の受注や約定、入出金等に関する取引内容を明らかにした報告書をお客様に交付します。



報告書はインターネット経由で取引システム上から電子交付方式でのみ閲覧できます。報告書等の郵送は行っていませんのでご注意ください。なお、確定申告等においてこれらの書類が必要な場合、印刷ボタンよりプリントアウトすることが出来ます。

Trade Link では、以下の報告書を出力できます。

ポートフォリオ計算書 (日次詳細、取引詳細)	口座残高の変動、日々の損益、取引履歴、ロールオーバーの履歴等を表示します。
入 出 金 報 告 書	指定した期間内での、入出金額、入金/出金した日付等を表示します。
イントラデイ計算書	通貨ペア毎及び口座全体の当日の損益や清算額を表示します。
ポ ジ シ ョ ン 報 告 書	報告書を更新した時点でのポジション損益を表示します。上段には保有中のポジション、下段には指定した期間の決済済みポジションと損益、手数料等を表示します。
損 益 報 告 書	指定した期間の期初/期末残高、入出金総額、手数料、純損益(実現損益)を表示します。
取 引 ロ グ	指定した期間内での全ての取引ログを表示します。約定した注文、未約定(待機中)の注文、キャンセル、拒否された履歴が確認できます。

【4】決済に伴う金銭の授受

建玉は、すべて反対売買により「差金決済」して頂きます。対米ドル通貨ペア(対円以外)の取引では、差金決済により一旦外貨で損益計算後、当社が独自に定める通貨交換レートで円に換算され損益が確定します。例えば「ユーロ/米ドル」は、ドルで損益計算後、円に換算され損益が確定します。転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

【{決済通貨単位 × 約定価格差 + スワップポイント} × 取引数量】

(注)約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

【5】税務上の取扱い

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益(売買による差益及びスワップポイント収益)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

税率は20%(所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%)となります。その損益は差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、又、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、所轄の税務署や税理士等の専門家にお問い合わせ頂くか、国税庁のウェブサイト(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>)をご参照下さい。

※お客様が当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の事項に変更があった時は、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社まで届出頂くようお願い致します。



店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

1. 契約締結前交付書面等の確認

はじめに、「店頭外国為替証拠金取引約款」「店頭外国為替証拠金取引説明書・規定 Trade Link(トレードリンク)」をご熟読頂き、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分にご理解のうえ、ご自身の責任と判断において店頭外国為替証拠金取引口座の設定を行って下さい。

尚、「店頭外国為替証拠金取引説明書・規定 Trade Link(トレードリンク)」は、「店頭外国為替証拠金取引約款」に基づきお客様が株式会社 AFT との間で行う「店頭外国為替証拠金取引」に関して、取引の方法や当社が提供するサービスの内容等の細目を定めるものです。お客様はお取引に先立ち、「店頭外国為替証拠金取引約款」等と併せて本説明書・規定に定める各条項につきましてもご同意頂くものと致します。

2. 口座開設基準

Trade Link 取引口座を開設するに当り、株式会社 AFT では以下の基準を設けております。

- a. 所定の本人確認が行えること
- b. 店頭外国為替証拠金取引約款及び契約締結前交付書面をご確認頂き、ご理解と同意の上、ご自身の責任と判断で取引できること
- c. 契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面及び取引残高報告書等の取引に関する各種書面は全て電磁的な交付方法である事にご同意頂けること
- d. 無料のデモトレードをご利用する等、本取引の開始前にトレードの仕組みを把握していること
- e. パソコン、Eメールアドレス をお持ちであり、インターネットが利用可能であること
- f. 約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するのに十分な日本語の能力をお持ちであり、日本語による電話、Eメールでの意思疎通に一切の支障がないこと
- g. システム障害等システム運営上の問題等が生じた場合において、その原因調査等の目的のため、システムログイン情報等、当社が必要とする情報を当社に提供出来ること
- h. 日本国内に在住しており、満年齢 20 歳以上 69 歳以下であること
- i. 契約者本人のみが取引すること
- j. 他の金融商品取引業者又は登録金融機関（金融先物取引業者であった者を含む）との間で紛争事案のないこと
- k. デリバティブ取引業務に従事する従業員でないこと
- l. 反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者ではないこと（「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。）
- m. 余裕資金にてお取引頂けること
- n. その他当社が定める基準を満たしていること

※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、如何なる場合においても開示しないものとします。

3. 店頭外国為替証拠金取引口座 (Trade Link 取引口座) の開設

(1) 「AFT の FX 公式 web サイト (<https://www.aft.co.jp/>)」へアクセスして頂きます。口座開設手順をご確認のうえ、「店頭外国為替証拠金取引約款」「店頭外国為替証拠金取引説明書・規定」「店頭デリバティブ取引に係るご注意 (注意喚起文書)」等の契約締結前交付書面をよくお読み下さい。

契約締結前交付書面等は、お手続きの際に電子交付され、ご承諾頂きます。なお、Trade Link の取引口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。ご不明な点は、必ず株式会社 AFT へお問合せして頂き、ご理解ご納得の上、口座開設のお申込をして頂きますようお願い申し上げます。

(2) 口座開設手順に従いオンライン口座開設申込みフォームへお進み下さい。



- (3) 重要事項の開示及び承諾確認がございますので、記載事項をご理解のうえご承諾頂ける場合には、該当するチェックボックスまたはラジオボタンをクリックして先にお進み下さい。ご理解、ご承諾頂けない場合、または不適合項目がある場合には、Trade Link 取引口座を開設することはできません。
- (4) オンライン口座開設申込みフォームの各設問回答欄に正確にお客様情報をご入力頂き、入力内容確認画面へ進んでください。
- (5) 入力内容をご確認頂き、画面に従って「本人確認書類」と「個人番号確認書類」をアップロードしてください。
- (6) アップロードが終わりましたら、「口座開設申込み」ボタンをクリックしてフォームデータを送信して下さい。フォームデータはSSL 暗号化通信技術を用いて送信されます。尚、フォームデータの送信に際しては、当社の指定する個人番号確認書類および本人確認書類のご提示を頂きます。

個人番号確認書類と本人確認書類は、下記の組み合わせでご提示下さい。

- a. 個人番号カード **“裏面”** + 本人確認書類 A 群
- b. 通知カード **“表面”** + 本人確認書類 B 群から 1 点、または本人確認書類 C 群から 2 点
- c. 発行から三ヶ月以内の、住民票 (個人番号記載) の写し + 本人確認書類 B 群から 1 点、または本人確認書類 C 群から 2 点
* 住民票 (個人番号記載) の写しを個人番号確認書類とした場合、C 群から住民票 (個人番号未記載) の写しは選択できません。

本人確認書類 (A 群)

- ・個人番号カード **“表面”**

本人確認書類 (B 群)

- ・運転免許証 **“表面と裏面”**
- ・特別永住者証明書 **“表面と裏面”**、または在留カード **“表面と裏面”**
- ・パスポート (写真入ページ) + 現住所確認資料
- ・写真入住民基本台帳カード **“表面と裏面”**
- ・日本国外務省が在本邦外交官等及びその配偶者に対し発行する住居証明票 **“表面と裏面”**
〔外交官身分証明票、領事官身分証明票、国際機関職員身分証明票、身分証明票〕

本人確認書類 (C 群)

- ・発行から三ヶ月以内の住民票 (個人番号未記載) の写し
- ・発行から三ヶ月以内の、印鑑登録証明書
- ・住所が“印字”された健康保険証 **“すべての面”**
- ・住所が“手書き”の健康保険証 **“すべての面”** + 現住所確認資料
- ・年金手帳 + 現住所確認資料
- ・福祉手帳 + 現住所確認資料
* 現住所確認資料：公共料金明細書 (発行から三ヶ月以内)

氏名、住所、発行機関、発行日が確認できる書類をご提出下さい。

当社到着時点で、有効期間内の書類をご提出下さい。

現住所確認に不要な機微情報 (本籍地や住民票コード等) は、必ずマスキング処理を施して下さい。

出来るだけ鮮明な書類をご提出下さい。写真部分が不鮮明な場合等、内容の確認が困難な場合は



再度ご提出をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。

(7) お申し込み受理メールを配信いたします。

(8) オンライン口座開設申込みフォームによりご提出頂いた内容に不備等が無いのか、当社が独自に定める口座開設基準に適合しているか、当社側にて確認した後に Trade Link 口座開設確認書（取引口座番号、ログイン ID、パスワードおよび PIN コード（セキュア・コード））を現住所確認の為に現住所へ「転送不要扱・簡易書留郵便」にて郵送致します。書面が到着致しましたら、初回預託金のご入金をお願い致します。

お振込先

銀行名：三菱UFJ銀行 日本橋中央支店（333）

口座名義：カ) エイエフティ

口座番号：(普) 0059798

振込み名義人：ご契約者名+Trade Link の取引口座番号（例：ヤマダタロウ 123456）

※必ずご契約者本人の名前でお振込み下さい。また、入金処理を円滑に行うため、初回入金及び追加入金時は AFT カスタマーサービスセンターまでご連絡下さいませようをお願いいたします。

(9) Trade Link 取引口座への初回預託金の口座反映が完了致しましたら別途メールにてご案内致しますので、Trade Link 口座開設確認書に記載のログイン ID、パスワードおよび PIN コード（セキュア・コード）で取引システムにログインし、お取引を開始して頂けます。

4. 初回預託金

初回預入金額は 20 万円以上となっております。預入可能な資産は現金（日本円）のみとなります。株券等、有価証券で代用することは出来ません。

お客様がお振込みに利用される金融機関によっては送金手数料が必要となります。送金手数料はお客様側でご負担下さい。

5. 入出金手数料

Trade Link の取引口座にお客様が入金される際の送金手数料はお客様側の負担となります。

Trade Link の取引口座からお客様が出金される際の手数は当社が負担しますので、お客様の負担は無料（0 円）です。

6. 取引システム

Trade Link は、専用の取引システムにパソコンでアクセスしてお取引して頂きます。

Trade Link ライブトレード用ログイン画面に、ライブトレード用の「ログイン ID」、「パスワード」並びに「PIN コード（セキュア・コード）」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックして下さい。

Trade Link へのログイン ID やパスワードもしくは PIN コード（セキュア・コード）を失念した場合は、AFT カスタマーサービスセンターまでご連絡下さい。ユーザー ID、パスワードおよび PIN コード（セキュア・コード）を「転送不要扱・簡易書留郵便」でご登録住所宛てに郵送致します。郵便の配達状況にもよりますが約 4 営業日程かかる場合もありますので、お忘れのないようご注意ください。

7. 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

a. 注文する通貨の組合せ



- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格（指値又は成行）
（指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。）
- e. 注文の有効期間
- f. スリッページ許容範囲等、その他お客様の指示によることとされている事項

8. 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れて頂きます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じて頂きます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を電磁的に作成し交付します。

9. 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、お客様にとって、スプレッドによるコストが二重にかかること、スワップは、売と買に適用する価格に差があり、この差分が逆ざやとなりお客様のコストになるというデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますので、お客様にはお客様ご自身の責任の下にこれをご理解・ご考慮の上ご判断下さい。（当社からお勧めするものではありません。）

10. 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的に作成し、お客様に交付します

11. 手数料

Trade Link Alpha の売買に係る取引手数料については、取引価額に応じて手数料のディスカウントを行っており、取引価額 100 万円当り、片道最大 40 円(税込)が取引毎に取引口座から差し引かれます。その他事務手続き等に係る費用および、取引手数料のディスカウントについては「【1】取引の方法」をご確認下さい。

12. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認頂くため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合も毎営業日（以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金、及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

13. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることに同意いただきます。

14. 本説明書・規定の変更

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく当社の連絡先に直接ご照会下さい。

当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときに本説明書を変更いたします。この場合、当社はその変更事項を特別の場合を除き、AFT の FX 公式 web サイト

(<https://www.aft.co.jp/>)、もしくは電子メールによる電磁的方法によりお知らせします。本説明書の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、またはお客様に新たな義務を課すものであるときにおいて、お客様から異議の申出がない場合は、お客様が説明書の変更同意したものとみなします。



店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあったお客様及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有するお客様に限り、）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠



- 金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、お客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（想定元本の4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要及び苦情等お申出受付窓口・苦情・紛争解決について

(1) 金融商品取引業者の概要

当社の概要は次の通りです。

商号	株式会社AFT（英文名：AFT Co.,Ltd.）
代表取締役	宮代 登志枝
業務内容	第一種金融商品取引業 登録番号：関東財務局長（金商）第250号
本店所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-11-16



電話番号	03-3320-7111
沿革	平成 16 年 5 月 媒介業として店頭外国為替証拠金取引業務開始 平成 22 年 5 月 プリンシパル業務を行うべく変更登録し、業務を開始
設立年月日	平成 16 年 5 月
資本金	223,400,000 円
加入協会	一般社団法人金融先物取引業協会 会員番号：1536

(2) 苦情お申出窓口

当社は、金融商品取引法における業務に関するお客様からの苦情を次の窓口で受付けております。

受付時間	平日 9:00～17:00（土日祝日、当社が定める休日を除く）
窓口	株式会社 AFT カスタマーサービスセンター
受付方法	電話：03-3320-7101 メール：csc@aft.co.jp FAX：03-3320-7126 郵送：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-11-16 AFT カスタマーサービスセンター宛

(3) 個人情報に係る苦情相談窓口

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定を受けた認定個人情報保護団体である次の団体に加盟しております。当該団体では、加盟会社が行う金融先物取引業に係る個人情報の取扱いについての苦情・相談を受け付けています。

一般社団法人 金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室
住所：〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-3 NBF 小川町ビルディング
電話番号：03-5280-0881
URL： http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（12 月 31 日～1 月 3 日、土日及び祝日を除く）

(4) 苦情処理・紛争解決

苦情・紛争の解決あっせん相談等につきましては、下記の機関をご利用いただくことができます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）
URL： https://www.finmac.or.jp/
東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル



店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）
店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ることにより決済する方法をいいます。
- ・売建玉（うりたてぎょく）
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・オファー
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。
- ・買建玉（かいたてぎょく）
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・買戻し（かいもどし）
売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- ・カバー取引（カバーとりひき）
金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。
- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）
価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。
- ・証拠金（しょうきん）
先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があることがあります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。
- ・スワップポイント
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。
- ・スリッページ
顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。
- ・追加証拠金（ついかしょうきん）
証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。
- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオ



- プッシュ取引を含みます。
- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいきこくかわせしょうこきんとりひき）
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
 - ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）
店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
 - ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
 - ・転売（てんばい）
買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
 - ・特定投資家（とくていとうしか）
店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。
 - ・値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替える手続きを値洗いといいます。
 - ・媒介取引（ばいかいとりひき）
金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。
 - ・ビッド
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。
 - ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
 - ・両建て（りょうだて）
同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
 - ・ロスカット
顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。
 - ・ロールオーバー
店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

株式会社AFT AFTカスタマーサービスセンター
営業時間：平日午前9時～17時（土日祝日、当社が定める休日を除く）
住所：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-11-16
電話番号：03-3320-7101
FAX：03-3320-7126
Eメール：csc@aft.co.jp
ホームページ：https://www.aft.co.jp/

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等に関するお問い合わせは、上記「AFT カスタマーサービスセンター」で承ります。